

平成24年度 流山市国民健康保険事業計画

重点項目	具体的な対応	内 容
(1) 適用適正化対策の推進	① 遡及適用の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の未適用者については、完全遡及を実施していることから、国民健康保険の加入届出の遅延者に対して、広報等により加入手続きの周知徹底を図る。
	② 退職者被保険者に対する適用	<ul style="list-style-type: none"> 社会保険診療報酬支払基金から提供される年金受給者一覧表に基づき、対象者の適正な執行を確保するとともに、届出を忘れていた被保険者に退職被保険者・被扶養者取得届用紙を送付し、退職被保険者の確保に努める。
	③ 未申告者対策	<ul style="list-style-type: none"> 所得把握のため、簡易申告書を送付し、未申告者の解消を図る。
	④ 居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理	<ul style="list-style-type: none"> 居所不明被保険者の資格喪失については、「居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領」に基づき、実態調査を実施し、市民課に職権抹消を依頼する。
(2) 保険料の収納率向上対策の推進	① 滞納整理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 年間計画を策定し、納期ごとの進行管理を行い、当該年度はもとより次年度計画にも反映させる。 滞納世帯の実態分析（所得段階別、職業別、区域別、年齢別、賦課段階別等）を行い、その分析結果に基づく問題点を把握して効果的な対策を検討する。
	② 徴収体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月から設置した債権回収対策室と連携を図り、国民健康保険料を含む市税等について収納を一本化し、大口悪質滞納者への収納強化を図る。 地区担当制による継続・徹底した催告を実施する。 収納指導員を活用し、きめ細かな巡回訪問を行う。
	③ 納期内納付の推進	<ul style="list-style-type: none"> 納付方法別において収納率が最も高い口座振替制度の推進を図る。特に、新規加入者に対しては、申請時に口座振替の積極的な勧奨を行う。 積極的な広報・啓発活動を実施する。
	④ 収納環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年4月から開始したコンビニエンスストアでの保険料納付業務を活用し、納付環境の整備を進める。

重点項目	具体的な対応	内 容
	⑤ 被保険者指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・文書、臨戸訪問は、それぞれ補完した滞納整理とし、戸別催告を継続することで完納を指導する。 ・滞納分析を実施すると共に、分析結果に基づくターゲット（地域、滞納額、世帯状況等）を絞っての効果的な対策に取り組む。 ・短期被保険者証を活用しての納付指導及び徹底した分納者の管理に努める。 ・納付につながる効果的な資格証明書の交付に努め、悪質なのか、特別事情なのか、あるいは負担能力がないのか、を見極めた上で適切な納付指導を行う。
	⑥ 滞納処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質滞納者に対しては、徹底した財産調査を実施し差押え等滞納処分を実施する。
	⑦ 職員の資質・意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・収納実績の評価及び収納率向上に向けての研修 ・滞納処分の実務（差押から換価）に関する研修
(3) 医療費適正化対策の推進	① レセプト点検の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・レセプトの電子化に伴う操作端末機の更新を図り、点検業務の充実強化を図る。
	② 医療費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費総額、診療区分、医療機関名等を記載した医療費通知を年4回発行する。（全診療月分） ・ジェネリック医薬品普及のため、差額通知を年1回発行し医療費の削減を図る。
	③ 医療費データベースの整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会において作成している医療費分析資料を活用し、本市の疾病傾向等を調査・分析し、保健事業及び医療費適正化に活用する。
	④ 第三者行為の求償事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法第64条に基づきを実施する。
(4) 保健事業の充実 (医療費適正化の一環事業)	① 人間ドック助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国保負担7割 29,400円を負担する
	② あんま・はり等助成事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・一枚500円 最大12,000円負担する。

重点項目	具体的な対応	内 容
	③ 「健康を支える栄養学」	<ul style="list-style-type: none"> 健康推進事業については、平成16年度からの3か年事業として位置付け、平成18年1月23日に「健康を育てる会・流山」を立ち上げ、同事業の充実・強化を図ってきた。平成20年度には、本市の健康プログラムの中に位置付けられ、重点事業の1つとなったところである。 今年度も引き続き、「一家に一人『正しい食生活』で健康管理のできる人を育てよう」をスローガンに、学習会をはじめフォローアップ学習会、調理実習の充実を図り、積極的に自治会を通じて活動の場を拡大していく。 また、在宅訪問による生活指導を行って、生活改善を図っていく。
	④ 健康福祉部門等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉部門との連携を強化し特定健診・特定保健指導、平成23年度で終了するヘルスアップ事業に替わり、新たに市内各地で運動教室を開催する。
	⑤ 資金貸付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の高額な医療費の負担及び直接払いを望まない医療機関での出産時における経済的負担を軽減するための貸付事業を行う。
(5) 保険料率の見直し	① 適正な保険料の検討	<ul style="list-style-type: none"> 国保財政の健全化を目指し、適正な賦課とともに、平準化に向けた保険料の見直しを検討する。
(6) その他	① 臓器提供意思表示	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法施行規則等の一部を改正する政令の施行に伴い国民健康保険被保険者証に臓器提供意思表示欄を設ける。被保険者証を交付する場合には、被保険者に理解を得るため、臓器提供に関する意思表示欄の記載方法及び臓器移植制度の概要についてのパンフレットを被保険者証と併せて送付する。